骨太方針に盛り込まれた「社会的処方」の功罪を問う

薬の代わりに社会資源を紹介する手法の制度化を巡って



保険研究部 主任研究員 三原 岳 mihara@nli-research.co.jp

1----- はじめに

~社会的処方の功罪を考える~

2021年度政府予算案の調整では「社会 的処方(Social prescribing)」の制度化 に向けた議論が進んだ。これはストレスや 孤立などを感じている人に対し、医師が 薬の代わりに患者団体などコミュニティ の資源などを紹介することで、その人に生 き甲斐や社会参加の機会などを持っても らう方法であり、英国などで実施されてい る。昨年7月の骨太方針(経済財政運営と 改革の基本方針)でモデル事業の実施方 針が唐突に盛り込まれ、介護報酬改定へ の反映を視野に入れた議論が展開された。

結局、今回の制度化論議は「小粒」に終 わりそうだが、ソーシャルワークとの違い が不鮮明な点で、診療報酬への反映など 本格的な制度化には慎重な姿勢が求めら れると考えている。

以下、社会的処方の発祥地である英国 の事例を見つつ、社会的処方の制度化に 向けた論点や課題を問う。

2 ―― 社会的処方とは何か ~英国の事例を中心に~

まず、社会的処方の定義を簡単に整理 しよう。これはsocial prescribingの翻訳 であり、源流は英国に求められる。英国の 医療保障制度であるNHS (国民保健サー ビス、National Health Service)のウエ ブサイトを見ると、「社会的処方とは、個人 に最適化されたケアを提供する構成要素 の一つ」と説明されている。さらに、NHSの

ウエブサイトでは、社会的処方の主な対象 として、慢性疾患などで長期的に支援を要 する人、メンタルヘルス面での支援が必要 な人、孤立・孤独を感じている人、複雑な 問題を持った人を例示している。

例えば、仕事のストレスや孤独感で不眠 を訴えている人に対し、睡眠薬を処方して も対症療法に過ぎず、不眠を解決しようと すると、ストレスを生み出している原因を 考える必要がある。

そこで、社会的処方の考え方に立つ と、患者の趣味に近いサークルなどを紹介 することで、ストレスを解消する方策が考 えられる。

ただ、医師がコミュニティのサークルな どを知っているとは限らないため、「リンク ワーカー (Link worker) という非医療 職の市民が間に立ち、患者と社会資源を 繋げている。

こうした方法は英国内で1980~1990 年代からコミュニティレベルで取り組みが なされていたが、2006年の政府文書に盛 り込まれたのを受けて、関心が集まるよう になり、リンクワーカーの人件費も財政支 援されるようになった。

では、社会的処方はどんな効果が期待 されているのだろうか。英国におけるパイ ロット事業の成果として、慢性疾患の患者 や家族がコミュニティの活動に関わるこ とを通じて、自立的になって孤立感を解消 できたと説明されている。さらに病院の利 用が減ってコスト縮減効果を期待できる 点なども言及されている。

しかし、実証研究の蓄積は十分と言え ず、現時点では十分なエビデンスが示され ているとは言えないようだ。

3 --- 社会的処方に関する国内の事例

実は、国内でも社会的処方の実践が 試みられている。その一例として、神奈川 県川崎市を拠点とした「社会的処方研究 所」の取り組みが挙げられる。この研究所 は、がん専門医を中心に、民間有志で運営 されており、市民や専門職を対象とした 会合を定期的に開催。参加者が地域を歩 き、「音楽を楽しめる喫茶店があった」と いった形で社会資源となり得る地域の資 源を調査したり、それを会合で紹介し合っ たりして、「地域資源の調査→資源の蓄積 →資源の創出 |という流れを意識している。 このほか、栃木県医師会が社会的処方の 活用を視野に入れ、「在宅医療・社会支援 部 | を創設しており、地元の『下野新聞』が 特集を展開している。

さらに、全人的なケアを提供するプライ マリ・ケア専門医で構成する学会、日本プ ライマリ・ケア連合学会は2018年3月に 公表した「健康格差に対する見解と行動指 針」で、健康格差の是正に取り組む際の方 法として、社会的処方に言及した。

4 --- 自民党の議論、審議会の動向

1 骨太方針の記述

こうした社会的処方について、2020年 7月17日に閣議決定された骨太方針で は、モデル事業の実施に向けた文言が盛 り込まれた。だが、経済財政諮問会議など で社会的処方が議論された形跡が見当た らず、唐突な印象だった。

この背景には2019年11月に発足した 自民党の「明るい社会保障改革推進議員



のあられかし。 95年 時事通信社入社。 11年 東京財団研究員を経て、17年10月 ニッセイ基礎研究所(現職)。 「医薬経済」に「現場が望む社会保障制度」を毎月連載中。 たな著書に「地域医療は再生するか〜コロナ網における提供体制改革〜」、 「必携自治体職員ハンドブック(第8版)」(共著)。

連盟 | の動きがあった。議連は「個人の健 康増進|「社会保障の担い手の増加|「成長 産業の育成」を同時に満たす「明るい社会 保障改革 | の実現を掲げており、2020年 6月に公表した報告書では様々な健康づ くり政策の一環として、「社会とのつなが りを処方する社会的処方の推進」をうた い、骨太方針に反映された。

2 | 介護報酬改定の議論

その後、2021年4月からの介護報酬改 定を議論している社会保障審議会(厚生 労働相の諮問機関)介護給付費分科会で 社会的処方の制度化が論じられ、医師に よる在宅ケア支援を介護報酬で評価する 居宅療養管理指導の改定に際して、社会 的処方の考え方を反映させる形となった。

しかし、全体の制度で見ると、居宅療 養管理指導のウエイトは大きいとは言え ず、骨太方針に盛り込まれた割に「小粒」に 終わった。しかも、昨年末に公表された分 科会の審議経過報告では「社会的処方」の 言葉は直接的に用いられず、「要介護者の 社会生活面の課題にも目を向け、地域社 会における様々な支援へとつながるよう 留意」などと盛り込まれるにとどまり、社 会的処方という文言は使われなかった。

一方、加藤勝信官房長官は厚生労働相 時代、社会的処方の「制度化」をいち早く 提唱した社会疫学の研究者との対談で、社 会的処方のモデル事業推進に前向きな姿 勢を示しており、今後も論点になる可能性 がある。以下、本格的な制度化に向けた課 題として、ソーシャルワークとの違いが不 鮮明な点を挙げたい。

5 --- 社会的処方の制度化を巡る疑問

ソーシャルワークとは一般的に個を地 域で支える援助と、個を支える地域を作る 援助を一体的に推進する方法である。つ まり、健康や生活について生きにくさを感 じている個人への援助に加えて、個人を 取り巻く地域づくりも一体的に推進する アプローチであり、「個人を社会資源に紹 介「個人と地域づくりを一体的に推進」と いう方法は社会的処方と同じである。

しかし、社会的処方の場合、医療の観点 から社会資源に視野を広げようとしてい るのに対し、ソーシャルワークは数多くの サービスや社会資源の一部として医療を 捉えている点で、発想は逆である。この結 果、社会的処方には「医療化」の危険性が 付きまとう。医療化とは医療社会学の概 念であり、ここでは一般的な意味として「医 学で解決しなくても済む健康上の課題に ついて、医療や医学が必要以上に介入する ことしと整理する。

これを社会的処方に当てはめてみよ う。例えば、患者が社会的孤立を訴えた 際、社会的処方が診療報酬上の加算のよ うな形で制度化されれば、報酬目当ての社 会的処方が相次ぎ、社会資源の担い手で ある住民などの負担感が増す結果になり かねない。

あるいは通常のコミュニティレベルで解 決する問題、あるいはソーシャルワークで 処理できる問題について、医師が社会的 処方を通じて介入することになり、必要以 上に他の専門職が医師の指示に服すなど の危険性も孕む。

もちろん、患者との対話や多職種との連

携などが担保されれば、懸念は杞憂に終 わるかもしれないが、ソーシャルワークへ の意識を持たないまま、社会的処方を本 格的に制度化すれば、他の専門職や住民 が必要以上に医師の動向に振り回される 副作用を生むかもしれない。むしろ、医学 では解決し切れない複雑な案件ほど、地 域社会や他の職種に「処方」される危険性 さえ想定される。

6---- おわりに

筆者個人の意見では、社会的処方の実 践に反対しているわけではない。社会的 処方を通じて、孤独の解消や多職種連携 が進むこと自体、患者や市民にとってマイ ナスとは言えないためだ。しかし、本格的 に制度化するのであれば、「医療化 |の懸念 には留意しなければならないし、福祉業界 を中心とするソーシャルワークの蓄積など を踏まえる必要がある。

今回の制度化論議は局所的な結果に終 わりそうだが、複雑な生活を個人と地域の 双方で支えるソーシャルワークに基づく 実践など、現場の地道な取り組みが求め られる。

本稿は2020年11月30日掲載のレポートを再構 成した。制度化の課題として、英国の制度との違い にも留意する必要があるが、紙幅の都合で省略し た。参考文献などと併せて、詳細は下記を参照。 https://www.nli-research.co.jp/report/ detail/id=66226?site=nli